

令和3年 第12回

田村市農業委員会総会議事録

田村市農業委員会

議 事 録

1. 開催日時 令和3年12月17日(金) 午後1時30分

2. 開催場所 田村市役所 多目的ホール

3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち19名
田村市農地利用最適化推進委員20名のうち15名

1番 郡司嘉一委員	2番 陣野原 進委員	3番 柳沼正郎委員
4番 猪狩徳孝委員	5番 三田勝一郎委員	6番 渡邊義輝委員
7番 渡邊慶幸委員	8番 白岩幸一委員	9番 安藤末男委員
10番 柳沼政一委員	11番 齋藤 実委員	12番 渡邊登喜男委員
13番 三浦善治委員	14番 佐藤正之委員	15番 大和田 弘委員
16番 佐藤円治委員	17番 石井珠枝委員	18番 佐藤伸夫委員
19番 吉田修一委員		

①番 佐藤政一委員	②番 先崎和幸委員	③番 吉田典良委員
④番 荻野右近委員	⑦番 吉田伸一委員	⑧番 松本洋一委員
⑨番 渡邊隆一委員	⑩番 渡邊 元委員	⑪番 和田春信委員
⑫番 橋本清隆委員	⑬番 箭内倉貴委員	⑰番 箭内正彦委員
⑱番 松崎典男委員	⑲番 吉田清吉委員	⑳番 渡邊利正委員

4. 欠席委員 ⑤番 坪井清花委員 ⑥番 渡辺堅一委員 ⑭番 伊藤博之委員
⑮番 土屋福一委員 ⑯番 石井利夫委員

5. 農業委員会事務局職員

局長	遠 藤 浩 一
主任主査兼総務係長	菅 野 裕 勝
主査	矢 内 敬

6. 書 記

主査	矢 内 敬
----	-------

7. 議事録署名人

5番 三田 勝一郎 委員

6番 渡邊 義輝 委員

8. 提出案件

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可処分の取消願出について

議案第2号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）

議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）

議案第5号 田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

議案第6号 福島復興再生特別措置法第17条の2第3項の規定に基づく農用地利用
集積計画に対する意見決定について

議案第7号 現況確認証明について

9. 会議の経過概要 (開会 午後1時30分)

事務局	<p>皆様、お忙しい中集まりいただき有難うございました。定刻時間になり委員の方出席しておりますので総会を始めさせていただきます。本日都合により欠席の届出がございましたのは、⑤番坪井清花推進委員、⑥番渡辺堅一推進委員、⑭番伊藤博之推進委員、⑮番土屋福一推進委員、⑩番石井利夫推進委員であります。ただいまより令和3年田村市農業委員会第12回総会を始めさせていただきます。会議に先立ちまして会長よりご挨拶をいただきます。</p>																					
会長	<p>皆様、改めましてこんにちは。年末の大変忙しい中皆様にご出席いただき誠にありがとうございます。今年も残りわずかになりましたが皆さんにとって令和3年がどんな年であったでしょうか。来年は今年よりも良い年になるよう祈願して本日も慎重審議をして行きたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。</p>																					
事務局	<p>これより会議に入りますが、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長にお願いを致します。よろしくお願い致します。</p>																					
議長	<p>本日の案件は、</p> <table border="0" data-bbox="391 907 1524 1288"> <tr> <td>議案第1号</td> <td>農地法第3条の規定に基づく許可処分の取消願出について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第2号</td> <td>農地法第3条の規定に基づく許可申請について</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>議案第3号</td> <td>農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第4号</td> <td>農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第5号</td> <td>田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第6号</td> <td>福島復興再生特別措置法第17条の2第3項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第7号</td> <td>現況確認証明について</td> <td>4件</td> </tr> </table> <p>以上20件であります。よろしくご審議賜りますようお願い致します。 農業委員総数19名、うち出席委員19名、欠席委員なし、農地利用最適化推進委員20名、うち出席委員15名、欠席委員5名、よって総会は成立致します。 次に議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ありませんか。</p>	議案第1号	農地法第3条の規定に基づく許可処分の取消願出について	1件	議案第2号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	6件	議案第3号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）	3件	議案第4号	農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）	3件	議案第5号	田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について	1件	議案第6号	福島復興再生特別措置法第17条の2第3項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について	2件	議案第7号	現況確認証明について	4件
議案第1号	農地法第3条の規定に基づく許可処分の取消願出について	1件																				
議案第2号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	6件																				
議案第3号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）	3件																				
議案第4号	農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）	3件																				
議案第5号	田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について	1件																				
議案第6号	福島復興再生特別措置法第17条の2第3項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について	2件																				
議案第7号	現況確認証明について	4件																				
出席委員	<p>異議なし。</p>																					
議長	<p>異議なしと認め、5番三田勝一郎委員、6番渡邊義輝委員を指名致します。 次に本日の会議の進め方について申し上げます。ご発言をいただく際はその都度挙手により議長の指名を受けてからお願いします。 議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可処分の取消願出について」を議題と致します。それでは、整理番号1番について事務局説明願います。</p>																					
事務局	<p>整理番号1番について、議案書朗読、説明。</p>																					

議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議 長	異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、3番柳沼正郎委員ご報告をお願い致します。
3番委員	<p>3番柳沼です。整理番号1番について13日に私と荻野推進委員が事情伺いに行く予定でしたが、荻野推進委員が事情により出られないとなりまして、14日夕方に私が担当の行政書士と打ち合わせをして現地調査を行いました、それによりますとこの農地を贈与された場合1年間は所有権移転した場合に転用はできないということで、この案件を撤回したいということでした。委員の皆様の慎重審議よろしくをお願いします。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で整理番号1番について事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	質疑なし。
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>本案について、申請の通り許可することにご異議ありませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可処分の取消願出について」の、整理番号1番については、取消願出の通り決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして1号議案は終了します。</p> <p>次に議案第2号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」を議題と致します。それでは整理番号1番から6番について、事務局説明願います。</p>
事務局	整理番号1番から6番について議案書を朗読、説明。
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います</p>

	が、ご異議ありませんか。
出席委員	異議なし。
議長	異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、3番柳沼正郎委員ご報告をお願い致します。
3番委員	3番柳沼です。整理番号1番について報告します。14日に譲受人と私で現地確認をしました。譲渡人は高齢で後継者もいないのでここ数年間は譲受人が借りて耕作をしておりました。その理由があり今回の申請となりました。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号2番から3番について、10番柳沼政一委員ご報告をお願い致します。
10番委員	10番柳沼です。整理番号2番及び3番について報告します。最初に整理番号2番であります。12日に私と橋本推進委員と共に現地確認をしました。この農地については親子関係の贈与ということで何ら問題ないものと見てまいりました。次に整理番号3番については譲受人と橋本推進と私で同じく12日に現地確認をしました。この農地につきましても何ら問題ないものと見てまいりました。以上報告を終わります。
議長	ありがとうございました。次に整理番号4番について、11番齋藤実委員ご報告をお願い致します。
11番委員	11番齋藤です。整理番号4番について報告します。12日の午前に私と箭内推進委員と譲受人の3名で現地調査をしました。農地は譲受人の自宅の隣地にあり譲渡人の農地を受けて野菜を作る考えであり何ら問題ないものと見てまいりました。以上ご報告いたします。
議長	ありがとうございました。次に整理番号5番及び6番について、14番佐藤正之委員ご報告をお願い致します。
14番委員	14番佐藤です。整理番号5番及び6番について報告します。整理番号5番であります。14日午前中に私と箭内推進は都合が悪く譲受人と譲渡人の3名で現地調査を行いました。調査の結果申請書のとおり何ら問題ないものと見てまいりました。次に整理番号6番について現地調査を行いました。12日午前中、譲渡人と譲受人の立ち合いのもと私と箭内推進委員の都合が悪く3名で現地確認をしました。結果申請書のとおり何ら問題ないものと見てまいりました。委員の皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。以上で整理番号1番から6番について事務局の説明及び調査結

	<p>果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 本案について、申請の通り許可することにご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第2号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」の、整理番号1番から6番までについては、申請の通り許可する事に決定いたしました。 以上をもちまして2号議案は終了します。 次に議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題と致します。それでは整理番号1番から3番について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>整理番号1番から3番について議案書を朗読、説明。</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思いますのですが、ご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 ご異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、10番柳沼政一委員ご報告願います。</p>
10番委員	<p>10番柳沼です。整理番号1番について報告します。14日の午後に行政書士と私と渡邊推進委員の3名で現地調査を行いました。譲受人は現在郡山市在住ですが実家の脇に住宅を構えまして生活をしたいということでした。近隣の農地に影響はないものと確認してまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号2番について、12番渡邊登喜男委員ご報告をお願い致します。</p>

1 2 番委員	1 2 番渡邊です。整理番号2番について報告します。設定人、被設定人共に代理人を立てています。1 4日に代理人と私と土屋推進委員の3名で現地調査を行いました。現地についても申請書類についても何ら問題ないものと見てまいりました。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号3番について、1 5番大和田弘委員ご報告をお願い致します。
1 5 番委員	1 5 番大和田です。整理番号3番について報告します。私と松崎推進委員と担当行政書士3名で1 3日に現地調査を行いました。実際倉庫が建っておりまして譲渡人、譲受人の父の時代に口約束で土地を譲っていただいたとの話でありました。農地転用しないままこうなってしまったので、顛末書もいただいておりますので何ら問題ないものと見てまいりました。委員の皆様の慎重審議よろしくお願ひします。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号6番について、1 5番大和田弘委員ご報告をお願い致します。
1 5 番委員	1 5 番大和田です。整理番号6番ですが、1 5日の午後より松崎推進委員と私と代理人の3名で現地確認をしました。3年前にもその上の土地を住宅に変更をしていて、今回その前の土地を転用していきたい旨の話をしておりました。以上調査結果を報告します。ちなみに設定人と被設定人は義理の親子関係であります。
議 長	ありがとうございました。以上で整理番号1番から3番について事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。
出席委員	質疑なし。
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 本案について、申請の通り許可することにご異議ありませんか。
出席委員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」の、整理番号1番から3番については、申請の通り許可する事に決定いたしました。 以上をもちまして3号議案は終了します。 次に議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」

	を議題と致します。それでは整理番号1番から3番について、事務局説明願います。
事務局	整理番号1番から3番について議案書を朗読、説明。
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思いますのですが、ご異議ありませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>ご異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番から2番について、6番渡邊義輝委員ご報告願います。</p>
6番委員	6番渡邊です。整理番号1番と2番につきまして報告します。昨日の午前中に私と松本推進委員と行政書士の3名で現地調査を行いました。双方とも現状を利用するというのでした。周辺にも又は水のほうも影響はないと確認してまいりました。慎重審議よろしくお願います。
議長	ありがとうございました。次に整理番号3番について、8番白岩幸一委員ご報告をお願い致します。
8番委員	8番白岩です。整理番号3番について報告します。12日の午前中、担当行政書士と渡邊推進委員と私の3名で現地確認をしました。現地は先日太陽光発電の申請があった田んぼの上の土地になります。やはり沢水が不足しているとのことで今回の申請に至ったとのことでした。北側が市道となっております西側が先ほど言ったように太陽光発電施設、東側が数年前に太陽光発電施設を整備した畑となっております。隣接の農地には何ら問題ないものと見てまいりました。雨水は自然浸透なので何ら問題ないものと見てまいりました。委員皆様の慎重審議よろしくお願います。以上であります。
議長	ありがとうございました。以上で整理番号1番から3番までについて事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。
出席委員	質疑なし。
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。

出席委員	<p>本案について、申請のとおり許可する事にご異議ありませんか。</p> <p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)」の整理番号1番から3番については原案のとおり「許可相当」とする事に意見決定いたします。以上をもちまして第4号議案は終了いたします。次に議案第5号「田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題と致します。</p> <p>それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>「田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」議案書を朗読、説明。</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第5号「田村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」は原案のとおり「異存なし」とする事に意見決定いたします。以上をもちまして第5号議案は終了いたします。次に議案第6号「福島復興再生特別措置法第17条の2第3項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題と致します。</p> <p>それでは整理番号1番から2番について事務局説明願います。</p>
事務局	<p>「福島復興再生特別措置法第17条の2第3項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」の整理番号1番から2番について朗読、説明。</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>

議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第6号「福島復興再生特別措置法第17条の2第3項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」は原案のとおり「許可相当」とする事に意見決定いたします。以上をもちまして第6号議案は終了いたします。次に議案第7号「現況確認証明について」を議題と致します。</p> <p>それでは整理番号1番から4番について事務局説明願います。</p>
事務局	<p>「現況確認証明について」の整理番号1番から4番について議案書を朗読、説明。</p>
議長	<p>本案について質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>本案について、「非農地」と決定することにご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第7号「現況確認証明について」の整理番号1番から4番については、「非農地」と決定致しました。</p> <p>以上をもちまして7号議案は終了します。</p> <p>これで、本日提出されました案件はすべて終了いたしました。それぞれご承認、ご決定を賜りましてありがとうございました。これをもちまして、令和3年第12回田村市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: right;">閉会 14:15</p>

令和3年12月17日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人